

# 内閣府本府デジタル人材確保・育成計画(概要版)

令和6年9月27日

## はじめに

内閣府本府の実情を踏まえ、本計画は、大臣官房長及びこれを補佐するサイバーセキュリティ・情報化審議官の下、府内において、デジタル・トランスフォーメーション(DX)やITガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革(BPR)、データの利活用等に中核となって取り組む「政府デジタル人材」<sup>1</sup>を確保・育成し、外部からの「高度デジタル人材」<sup>2</sup>の確保・協働を図るとともに、幹部職員を含む一般職員のITリテラシーの向上、内閣府本府内におけるデジタル化の推進を指揮・監督できる体制を整備していくことを目的に、「内閣府本府デジタル人材確保・育成計画」として策定するものである。

今般、「内閣府本府デジタル人材確保・育成計画」(令和5年9月13日改定。)の改定から約1年が経過したため、現状に則して所要の見直しを行った。引き続き、計画の着実な実施を図るとともに、今後においても、PDCAサイクルに基づき、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じ適切かつ柔軟な計画の見直しを行っていくこととした。

## 1 体制の整備と人材の拡充

内閣府本府においては、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策等に対処するため、PMO (Portfolio Management Office) を含むIT・セキュリティに係る統括部局及び個別業務情報システムを所管する部局のPJMO (Project Management Office) の体制を整備・構築する必要がある。

このため、IT・セキュリティに係る統括部局、個別業務情報システムを所管する部局のうち「社会的な影響の大きいシステム」<sup>3</sup>を所管する部局、行政課題の解決に向けてデジタル技術の活用が見込まれる部局の体制整備に必要な機構・定員要求を行う。

また、政府デジタル人材の拡充及び職員のIT・セキュリティ能力の向上のため、引き続き、デジタル庁やNISC等との人事交流や、新採用職員等に対するIT・セキュリティに関する各種研修等を実施する。

---

<sup>1</sup> 国家公務員採用試験を通じて採用され、行政官としての資質に加え、研修や業務経験等を通じてIT・セキュリティに係る知見を有する職員。

<sup>2</sup> 民間業務経験等によりIT・セキュリティに係る高度の知見を有し、任期付職員や非常勤職員として採用された職員。

<sup>3</sup> 内閣府では、社会的な影響の大きいシステムについては、システムプロファイルレベルTypeⅡ以上のシステムを指すものとし、具体的には、沖縄総合事務局基幹LANシステム、総合防災情報システム、栄典事務効率化システム、中央防災無線WEB、原子力防災システムが該当する。

## 2 有為な人材の確保

IT・セキュリティに係る業務の増加、複雑・困難化の中で、「政府デジタル人材」の確保・育成が重要であるが、内閣府本府においては、特に IT・セキュリティに関する一定の専門性と所管行政に関する十分な知識経験を有する橋渡しの的な人材を確保・育成することが喫緊の課題である。

このため、国家公務員採用試験総合職のデジタル区分及び同一般職試験のデジタル・電気・電子区分の合格者等を中心に、専攻分野、資格の取得状況、前職等に鑑み、IT・セキュリティに係る素養を持つと認められる者を「政府デジタル人材」候補として2～3年に1名程度採用することを検討する。

また、民間企業等における実務経験により培われた IT・セキュリティに関する知識・経験に加え、行政官として必要となる資質等を確認した適性のある人材について、任期付き職員等の常勤職員やデジタル統括アドバイザー等の非常勤職員での採用を柔軟に検討しながら、「高度デジタル人材」として確保するよう努める。

## 3 政府デジタル人材育成支援プログラム

内閣府本府における一定の職員について、調達等に係る一般行政事務を含む情報システムのライフサイクルの経験やサイバーセキュリティ対策に加えて、情報システムの事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等の業務へ従事させるほか、役職段階に応じた研修の受講、デジタル庁、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）及び個人情報保護委員会事務局への出向、国内外の大学院・民間企業への派遣、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が整備する人材育成施設の活用などを通じ、IT・セキュリティに関して一定の専門性を有する人材として育成することを検討する。

## 4 キャリアパス

内閣府本府では、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室を中心に、個別業務情報システムを所管する部局での業務を経験させることによって、職員に IT・セキュリティに関する実践的な知見や応用力を身に付けさせ、将来的には、適性に応じて管理職ポストへの配置も行う。

## 5 幹部職員を含む一般職員の IT リテラシー向上

内閣府本府では、幹部職員を含む一般職員の IT リテラシー向上のため、以下のような研修等を実施する。

情報セキュリティに関して、全職員が内閣府本府情報セキュリティポリシーに関する eラーニングを通年で受講できる体制を整える。新規採用職員、政策参与等及び行政実務

研修員については、別途セキュリティに関する対面での講義を行う。

また、内閣府本府情報セキュリティポリシーの規定に遵守し業務を行っているかの自己点検の実施や個々の職員が攻撃の仕組みを理解して、基本的対処ができるようになるための標的型攻撃メールに対する教育訓練も実施する。

内閣府本府では令和6年1月にGSS（ガバメントソリューション）へ移行し、業務効率化に資する新しい環境が提供されたが、各職員において十分に活用されていない。こうした導入済みのデジタルツールの活用に加え、一般的なITリテラシー向上のため、全職員向けMicrosoft365講座や45歳以下の常勤職員を対象としたデジタルスキル・マネジメント等向上のためのオンライン研修を実施する。併せてデジタル統括アドバイザーや外部有識者を招いてITリテラシー向上のための各種勉強会を対面及びオンラインで実施する。

今後も必要に応じて研修の内容の見直しを行っていく。